

ActiBook 使用許諾特約

この「ActiBook 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア使用許諾共通約款（以下「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第1条にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款の URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf）

以上

第1条（定義）

本特約において「本ソフトウェア」とは、クラウドサーカス株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する、電子ブックの生成及び閲覧機能を有するソフトウェア「ActiBook」をいいます。

第2条（本電子ブックコンテンツの知的財産権）

1. 本ソフトウェアの機能を使用して、テキストデータ、イラスト、写真、音楽、映像などの素材又はそれらの結合物（以下「本コンテンツ素材」といいます。）を用いて電子ブックのコンテンツ（以下「本電子ブックコンテンツ」といいます。）が創作された場合、本電子ブックコンテンツの著作権は、その創作者に帰属します。
2. お申込者が本電子ブックコンテンツの制作を当社に委託したときは、その委託料がお申込者から当社に支払われたときをもって、本電子ブックコンテンツの著作権は、当社からお申込者に移転するものとします。この場合、当社は、当該本電子ブックコンテンツに関する著作者人格権を行使しないものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、本ソフトウェアの機能にて自動的に生成された本電子ブック コンテンツに含まれるソースコード等（以下「自動生成コード」といいます。）の著作権及びその他の知的財産権については、当社に留保されるものとします。お申込者は、自動生成コードを含む本電子ブックコンテンツを自由に使用、複製、公衆送信（送信可能化を含む）することができ、当社は、これらに必要な権利をお申込者に非独占的に許諾します。ただし、お申込者は本電子ブックコンテンツに含まれる自動生成コードを本電子ブックコンテンツから分離し又は、解析等を行うことはできません。
4. 本コンテンツ素材の著作権及びその他の知的財産権は、本コンテンツ素材の権利を有する者（以下、「本権利者」といいます。）に留保されるものとし、本契約の締結又は本電子ブックコンテンツの創作によっても当該権利は、お申込者又は本権利者から当社へ移転しないものとします。

第3条（本ソフトウェアの自社使用及び本ソフトウェアの機能の第三者提供）

1. 本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。お申込者は、分類に応じて表に規定される範囲内で本ソフトウェアを使用することができます。

	自社使用専用型	シングルコンテンツ プロバイダー型	マルチコンテンツ プロバイダー型
本ソフトウェア の種類	<ul style="list-style-type: none"> • ActiBook Free • ActiBook Web Light • ActiBook Web Standard 	<ul style="list-style-type: none"> • ActiBook Entry • ActiBook Light • ActiBook Premium • ActiBook Enterprise 	<ul style="list-style-type: none"> • ActiBook Suite • ActiBook Download • ActiBook Limited Download • ActiBook (Cloud CIRCUS for Creative シリーズ) • ActiBook Creative
自社使用※	可	可 (第三者提供をした場合は不可)	可
本ソフトウェア の機能の第三者 提供※	不可	1社に限り可 (自社使用をした場合は不可)	何社でも可

※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身の出版活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。

※ 「本ソフトウェアの機能の第三者提供」とは、お申込者が、第三者から委託を受けて当該第三者の指定する本電子ブックコンテンツを制作し、又はアップロードすることにより、本ソフトウェアの機能を当該第三者に提供することをいいます。

2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者は、次の各号の規定の適用を受けます。
- (1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、本ソフトウェアの機能の第三者提供を行う対象とする第三者を、1社に限り指定することができます。
 - (2) お申込者が前号の第三者を指定したときは、本ソフトウェアの自社使用ができなくなります。
 - (3) お申込者は、第1号の第三者を変更する場合、事前に当社所定の書面により当社に申請を行い、当社から承諾を得なければなりません。

第4条（ActiBook Free）

1. 当社がお申込者に無償で使用許諾する ActiBook Free は、原則として、1企業につき1アカウントまでとします。
2. お申込者は、ActiBook Free を使用して、お申込者の顧客等の第三者に対して、本電子ブ

ックコンテンツを有償で閲覧させることはできません。

3. ActiBook Free は、第 3 条（本ソフトウェアの自社使用及び本ソフトウェアの機能の第三者提供）第 1 項に規定される本ソフトウェアの機能の第三者提供を行うことはできません。

以上

クラウドサーカス株式会社

2017 年 5 月 9 日制定

2017 年 6 月 23 日改訂

2018 年 2 月 1 日改訂

2020 年 6 月 25 日改訂

2020 年 9 月 22 日改訂

2020 年 10 月 21 日改訂

2020 年 11 月 25 日改訂

2021 年 1 月 4 日改訂

2021 年 7 月 1 日改訂

2022 年 4 月 28 日改訂

2023 年 8 月 18 日改訂

2024 年 3 月 8 日改訂

2024 年 8 月 12 日改訂